

源泉徴収票の提出範囲

以下の表は源泉徴収票の提出が必要な範囲です。

受給者の区分番号欄では以下の番号が表示されます。

年末調整の対象となる人

区分番号	受給者の区分	提出範囲
(1)	法人の役員および現在役員をしていなくても本年中に役員であった人	本年中の給与等の金額が 150 万円を超える人
(2)	弁護士、税理士、公認会計士、弁理士、計理士、社会保険労務士、司法書士、土地家屋調査士、海事代理士、測量士、建築士等	本年中の給与等の金額が 250 万円を超える人
(3)	上記(1)及び(2)以外の人	本年中の給与等の金額が 500 万円を超える人

年末調整の対象とならない人

区分番号	受給者の区分	提出範囲
(4)-イ	甲欄の適用を受けた人のうち、本年中に退職した人(役員)	本年中の給与等の金額が 50 万円を超える人
(4)-イ	甲欄の適用を受けた人のうち、本年中に退職した人(役員以外)	本年中の給与等の金額が 250 万円を超える人
(4)-イ	甲欄の適用を受けた人のうち、災害で被害を受けたため、本年中の給与所得に対する源泉徴収について、徴収猶予を受けた人(役員)	本年中の給与等の金額が 50 万円を超える人
(4)-イ	甲欄の適用を受けた人のうち、災害で被害を受けたため、本年中の給与所得に対する源泉徴収について、徴収猶予を受けた人(役員以外)	本年中の給与等の金額が 250 万円を超える人
(4)-ロ	甲欄の適用を受けた人のうち、本年中の主たる給与等の金額が 2,000 万円を超える人	全部
(5)	乙欄または丙欄の適用を受けた人	本年中の給与等の金額が 50 万円を超える人